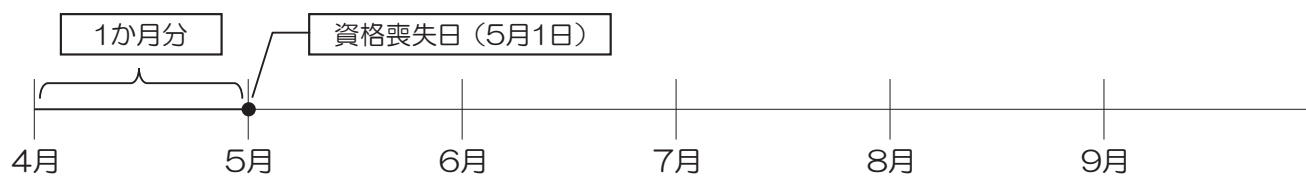


文京区の後期高齢者医療制度の 資格を喪失されている方の保険料について (4月30日以降に死亡された方や5月1日以降に転出された方など)

保険料は、令和7年4月からの加入月数分で計算を行い、決定しています。納入通知書の文京区分保険料欄に、令和7年4月から資格を喪失される前月分までの加入月数が「1か月分」または「2か月分」と保険料額が記載されています。

例：令和7年4月30日に死亡した場合

→保険料は、令和7年4月の計1か月分（死亡日の翌日が資格喪失日となるため）



納付書が同封されている方は、郵便局・金融機関・コンビニエンスストアなどで納付してください。納付書には「7月期分」と表記がありますが、これは納付時期を示しているものであり、内容は原則として令和7年4月から資格を喪失される前月分までの保険料です。

なお、資格を喪失されているのに納入通知書の文京区分保険料欄に「1・2か月分」と記載がある方は、改めて保険料の再計算を行い、令和7年8月以降に変更決定通知書を送付します。しばらくお待ちください。

※保険料の納めすぎが発生した場合は、後日還付のご案内を送付します。

申告期間を過ぎて所得の申告をされた方について

保険料の計算に間に合っていない場合があります。前年の所得額が判明次第、保険料の再計算を行い、令和7年8月以降に変更決定通知書を送付します。

お問合せ先

文京区福祉部国保年金課（文京シビックセンター11階南側）
〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号

保険料に関することは………高齢者保険料係 電話 03-5803-1198
資格確認書・給付・健診に関することは……高齢者医療係 電話 03-5803-1205
納付期限までに納付が難しい方は………滞納整理係 電話 03-5803-1195

後期高齢者医療制度

令和7年度

保険料額決定のお知らせ

令和7年4月から令和8年3月までの保険料が決まりましたので、お知らせします。

すでに資格を喪失された方（4月30日以降に死亡された方や5月1日以降に転出された方など）にも通知書を送付しています。令和7年4月から資格を喪失されるまでの保険料の納付をお願いします。

◎ 送付物

1. 『保険料額決定のお知らせ』（本紙）
 2. 『後期高齢者医療保険料額決定通知書兼納入通知書』
 3. 『後期高齢者医療制度の保険料について』（リーフレット）
 4. 『納付書』（下表の③～⑥の方）
 5. 『口座振替依頼書』（下表の⑤～⑥の方）
- すべての方
対象となる方

※口座振替をご希望の方は、金融機関へ口座振替依頼書をご提出ください。
(年額保険料の一括振替はできません。)

◎ 納付書・口座振替依頼書の内訳

納付書	口座振替依頼書	納付方法〔6パターン〕		
0枚 (納付書なし)	無	➡ ①	全期 年金引き落とし	通知書を確認いただき、大切に保管ください。
		➡ ②	全期（年9回）口座振替	
1枚 (7月期分)	無 納付の回数が少ないため同封していません。	➡ ③	4月30日以降に死亡 5月1日以降に転出	同封されている納付書を納付期限までに納付してください。
3枚 (7・8・9月期分)		➡ ④	7～9月は納付書払い 10月から年金引き落とし	
7枚 (9～3月期分)	有 口座振替をご希望の方のみ金融機関の窓口にご提出ください。 ※最短で9月期分より開始となります。	➡ ⑤	4・6・8月は年金引き落とし（仮徴収） 9月から納付書払い	納付期限までに納付が困難な場合、納付相談が可能です。
9枚 (7～3月期分)		➡ ⑥	全期（年9回）を納付書払い	

※上記の内容は申告などの状況により変更される場合があります。

決定通知書兼納入通知書の見方

後期高齢者医療保険料額決定通知書

令和 7 年 7 月 1 7 日

東京都後期高齢者医療
広域連合長

印

後期高齢者医療保険料額を次のとおり決定しましたので通知します。

令和 7 年度（令和 7 年度賦課分）

被保険者氏名

被保険者番号

賦課管理番号

決定年月日

年間保険料額

決定理由

保険料算定の基礎

	①賦課のもと なる所得金額	②所得 割率	③所得割額 ①×②（12か月分）	④均等割額 （12か月分）	⑤算出額 ③+④	⑥限度超過額
当 初						

	⑦所得割軽減額 （12か月分）	均等割 軽減割合	⑧均等割軽減額 （12か月分）	⑨年保険料額 ⑤－⑥－⑦－⑧	月 数	期間 （月）	⑩ 月割減額	⑮保険料額 ⑨+⑬－⑩－⑭
当 初						～	～	

後期高齢者医療制度に加入する前日において被用者保険の被扶養者であった被保険者については、後期高齢者医療制度に加入した日の属する月から2年を経過する月までのうち、本年度分の保険料算定の基礎が、こちらに表示されます。

	⑪均等割額 （12か月分）	均等割 軽減割合	⑫均等割軽減額 （12か月分）	⑬年保険料額 ⑨－⑫	月 数	期間 （月）	⑭ 月割減額
当 初						～	～

後期高齢者医療保険料納入通知書

文京区長

印

徴収方法等文京区決定情報

決定年月日

決定事由

文京区分保険料

〇か月分
〇〇〇〇円

仮徴収額

差引保険料

文京区分保険料は、文京区に納めて
いただく保険料の月数と金額です。

◎引き落とし口座の登録がある
方のみ下記に印字あり。
※特別徴収の方も引き落とし口座の
登録がある場合は下記に印字あり。

金融機関名

種別

口座番号

口座名義人

期別保険料額

月	保険料				普通徴収の場合の 納期限
	特別徴収	普通徴収			
4 月					
5 月					
6 月					
7 月					
8 月					
9 月					
1 0 月					
1 1 月					
1 2 月					
1 月					
2 月					
3 月					
過年 1					
過年 2					
計					
合計額					

【問い合わせ・審査の請求の詳細については裏面の説明をお読みください。】

保険料の基準となる保険料率

保険料の基準となる保険料率（②所得割率・④均等割額）は2年ごとに見直されます。
現在の保険料率は令和7年度まで適用されます。

賦課のもととなる所得金額

令和6年中の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から基礎控除額43万円を控除した額です（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません）。

保険料額

東京都後期高齢者医療広域連合が決定した保険料です。都内から転入した場合、⑮保険料額には、転入前の区市町村分の保険料も含んだ額となっています。

【点線より上段は、保険料の計算式の説明です。東京都後期高齢者医療広域連合長が決定しています。】

【点線より下段は、保険料の納付方法の説明です。文京区長が決定しています。】

◇保険料の納付方法◇ 2通りの納付方法があります

特別徴収・・・公的年金（介護保険料が引かれている年金）からの引き落とし
普通徴収・・・納付書または口座からの引き落とし

※転入した方の保険料は、前住所の課税状況が判明した場合、再計算され、正しい金額の変更通知が発送される場合があります。